

平成31年 第1回

教育委員会定例会会議録

とき 平成31年1月22日

品川区教育委員会

平成31年第1回教育委員会定例会

日 時 平成31年1月22日(火) 開会：午後3時
閉会：午後4時54分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
学校制度担当課長 若生 純一
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 和田 祐磨

傍 聴 人 数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第3号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第5号議案 幼稚園教育職員の任免等に関する内申について（普通退職）
- 第6号議案 区固有教員の任免等について（普通退職）
- 協議事項1 教育委員会事務事業の点検および評価における実施等について
- 協議事項2 学事制度見直し（案）について
- 報告事項1 事務局職員の任免等について
- 報告事項2 平成31年度新入学の学校選択希望理由調査結果について
- 報告事項3 平成30年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について
- 報告事項4 「しながわ！コミュニティ・スクールフェスタ」について（報告）
- 報告事項5 平成30年度児童・生徒教育長表彰の受賞者について
- そ の 他 平成31年2月の行事予定について

平成31年第1回教育委員会定例会

平成31年1月22日

【教育長】 ただいまから平成31年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の書名委員には菅谷教育長職務代理者、富尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方が2名おられますのでお知らせいたします。

本日の会議の持ち方についてですが、日程第1 第5号議案 幼稚園教育職員の任免等に関する内申について（普通退職）、同じく日程第1 第6号議案 区固有教員の任免等について（普通退職）、日程第3 報告事項1 事務局職員の任免等についての3つの会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。これらの件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件3件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1 第3号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは私から、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。資料1をごらんください。

学校医等につきましては、特別職の非常勤職員であることから、一般職員とは異なり、別に条例でもって公務災害補償について定めをしているものでございます。本案は、その品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正するものでございます。

資料の1番、改正理由でございます。今回、東京都の職員の給与に関する条例が改正されました。これは、平成30年の東京都の人事委員会勧告に基づきまして、東京都のお医者さんですとか薬剤師さんの給料表が変わったということにかかわるところでございます。これに伴いまして、その見合いとして設定がされています都立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が改正されたというものでございます。区におきましても、こちらの都の条例に基づいて設定をしておりますので、区の条例においても改正をするというのが今回の趣旨になります。

続きまして、2番の主な改正内容でございます。（1）で補償基礎額の改定（第3条関係）と書いてあるとおり、下のアとイにございますとおりさまざまな区分があるんですけれども、経験年数5年未満の学校医、学校歯科医及び薬剤師に関しての基礎額が改定されたもの、それからイが、経験年数5年以上10年未満の学校医及び学校歯科医の基礎額を改定

するものでございます。

具体的には、一番わかりやすいのは新旧対照表でございますので、資料を2枚おめくりいただきますと新旧対照表が出てまいります。A4の横のものでございます。表の左側が改正後のもの、右が改正前のものでございます。それぞれ別表の枠の中の下線が引いてある部分に変更箇所になります。経験年数が5年未満の学校医及び学校歯科医と薬剤師のもの、それから5年以上の学校医及び学校歯科医のものがあります。この部分が、それぞれ6円から36円引き上げたというものでございます。

こちらの施行期日につきましては、本年、平成31年4月1日からということになります。

本件につきましては、本日の教育委員会でご決定いただきました後に、条例改正のための予算請求を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。これまでに何度かこういう形の改正はあったと思います。

私から1つ。この5年以上10年未満の学校薬剤師は変更がないという状況のようですが、これは何か理由がわかっているんだったら教えてください。

【学務課長】 申しわけございません。これはあくまで東京都の給料表の改定によるものですので、東京都のほうは、当然、人事委員会のほうで実態の調査をしてございますので、それに基づいて、大きな変更はないと認めたために変更がなかったものというふうに考えております。

【教育長】 わかりました。

ほかの皆さんはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は、日程第1 第4号議案になります。学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、事務局から説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料2、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求についてご説明いたします。

学校教育職員、すなわち区固有教員につきましては、特別区人事委員会勧告によって、東京都人事委員会勧告に沿うこととなり、初任給を1,000円、初任層を較差の範囲内で引き上げ改定を行います。改正後の給料表につきましては後ろにつけておりますけれども、平成31年4月1日から実施することとしております。こちらにつきましては、第1回定例会において、条例の議会議決後、関連規則のご審議をお願いする予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 これは品川区の固有教員に関するものなんですか。

【教育長】 どうぞ、指導課長。

【指導課長】 区の給料表と、それから品川区の固有教員の給料表、一緒にしておりますので、今回は区の固有教員の給料表引き上げ改定についてお示したところでございますけれども、こちらは都の教員も同じように引き上げ改定となることとなっております。

【教育長】 よろしいですか。どうぞ、続けて。

【塚田委員】 有為な人材を確保する観点から初任給を1,000円引き上げるって、これで有為な人材が確保できるんですか。

【教育長】 事務局、答弁があればお願いしますが、これは、都の勧告に沿った改正額ではこれだということですね。

【指導課長】 はい、そのとおりでございます。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 なかなかその判断基準が微妙なところかもしれません。

私のほうから1つ。この初任給を1,000円引き上げ改定を行うということと、給料表の初任層を較差の範囲内で引き上げ改定するということは別の内容なんですね。含まれる内容なのかな。

指導課長。

【指導課長】 初任給につきましては、1名該当しており、1,000円上がることでありますけれども、それ以外は初任層ということで、200円から700円の範囲内で上がります。実際、該当する職員を数えたんですけれども、31年度4月1日付で9名が200円から最大1,000円と上がることであります。

【教育長】 初任だけではなくて、若年層の人間も上げていこうということですね。

【指導課長】 はい。

【教育長】 それに固有が該当するということですね。

【指導課長】 はい。

【教育長】 わかりました。ほかの皆さんはいかがでしょう。

それでは、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について採決してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたしました。

次は、日程第2 協議事項の1になります。教育委員会事務事業の点検および評価における実施等についての事務局の説明をお願いいたします。

【庶務課長】 それでは、資料5-1と5-2をごらんください。教育委員会事務事業の点検及び評価についてでございます。この制度につきましては、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第26条に、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあります。また第2項では、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」ということになっておりまして、毎年、この条文に準じて事務事業評価を行っているものでございます。

昨年度より事務事業評価対象事業を、新規事業、規模を拡大した事業、今後事業継続をするに当たり工夫が必要だと思われる事業、そして教育委員会が必要と認める事業、この4つの条件に絞りまして、個別の事業をより重点的に評価する方式に変更しております。今年度は8月7日の教育委員会でご審議いただきました13事業について、そして、また学識経験者の意見といたしまして、法政大学の名和田教授から、選んだ13事業のうち2事業についてご意見をいただいたところでございます。本日は、教育委員の皆様から、評価対象事業についてご意見やご感想を伺いたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、次回の教育委員会において、本日、教育委員会の皆様からいただきました意見をまとめて、評価報告書を議案として提出し、ご審議の上、ご承認をいただきたいと考えております。その後、2月下旬に文教委員会、そして3月上旬にはホームページを通じて区民の皆様公表するという流れでございます。

それでは、資料5-1について概略を説明いたします。これは名和田先生からいただいたご意見です。

まず1つ目は、「教職員の支援経費について」ということで、冒頭のところで、「しながわ働き方ルネサンス」を支援するために非常に重要な事業であるということをお願いしております。中ほどのところですが、「品川区教育委員会においては、国や都の支援も活用しながら、さらに独自の予算措置を講じて充実した教職員支援体制を整備してきていることは高く評価されるものである」、それからもう少し下のほうで、「学校働き方改革は、広く系統的に推進されている」というところの評価をいただいております。

それから下のほうです。「そこで」という段ですが、今後の課題としては、教員の意識改革あるいは文化の改革が求められるだろうということ、次のページを見ていただきまして、「教員の長時間労働の是正は、今日の小中学校、義務教育学校の教職員の活動が多岐にわたっているという教育現場特有の事情によって求められているだけでなく、ゆとりのある職場環境こそ教職員が誇りとやりがいをもって教育に取り組める前提条件であることからしても、日本の教育の質を決定づける重要な政策目標である。品川区教育委員会は、この取り組みをさらに充実させていくべきである」というコメントをいただいております。

もう一つの事業は「学校図書館資料整備および維持管理について」でございます。この事業は、図書館サイドから運営スタッフを派遣して学校図書館を支援するという非常にユニークでまた有意義かつ意欲的な事業であることを冒頭にいただいております。

それから中ほどですが、支援の内容面においても充実しているということ、そして組織体制としては、ボランティアの活用を図っているのが注目されるというご意見もいただいております。

下のほうですが、「ボランティアに学校の考え方を十分理解していただくのはも

ちろんだが、学校・図書館側も、地域で暮らす区民等の考え方や生活を理解して募集・依頼し、地域と学校との信頼関係が深化するようにすることが期待される。地域との関係づくりのために、学校図書館ボランティア養成講座を学校として積極的に依頼してほしい。「図書館の社会的役割は質量ともに拡大しており、様々な工夫が見られる」。『『文化的コモンズ』として機能する使命感を持ち、『ソーシャルインクルージョン』の役割と果たすことが求められている」と。そして最後、「この事業を基盤として品川の学校図書館の実践がさらに深化されることを期待したい」というようなことで、今回、学識から、2事業については今のようなコメントをいただいたところでございます。

続きまして、各課が選んだ事業についてご説明いたします。資料5-2のほうになります。

まず学校改革推進経費です。これは、事業概要については、学校改築に当たっては、老朽度、大規模擁壁、児童生徒の人口動向を含め、効率的、経済的に改築を計画していくというものでございます。

事業実績といたしましては、芳水小、城南小、後地小学校で、現在、建築工事を進めております。浜川小学校、鮫浜小学校では設計を行っております。それから第四日野小学校では敷地測量を行ったということでございます。

継続性がA、効果性、効率性はB評価としております。総合評価はBとしております。

今後の方向性ですが、今後新たに策定される長期基本計画においても実施計画に位置づけ、毎年1校の新規改築校を着手、継続していくということでまとめているところでございます。

以下、担当の課長より説明をさせていただきます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 それでは、学務課のご説明をさせていただきます。資料をおめくりいただきまして、2ページをごらんください。2ページは学校図書館資料整備でございます。

こちらでございますけれども、対象事業の事業概要という部分、学習活動の推進や読書習慣の確立のため蔵書の充実を図るということで、学務課におきましては、学校図書館の図書の購入費を取り扱っているものでございます。運営等に関する経費につきましては、後ほど図書館のほうからご説明をさせていただきます。

事業実績でございますけれども、蔵書数が全52校で49万3,000冊、文部科学省が基準として持っているものに対しては、小学校が115%、中学校は97.5%ということで、中学校は、今、若干足りていないような形になってございます。

その下、基本評価でございますけれども、継続性、効果性、効率性それぞれB評価で、総合評価もB評価とさせていただいているところでございます。

今後の方向性でございますけれども、中学校・義務教育学校後期課程につきましては、文部科学省の基準冊数を満たすように蔵書率を高めていくといったことが一番重要かなと考えているところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、3ページをごらんください。学校事務のIT化推進でございます。こちらは事務のIT化でございますので、いわゆる教材関係のIT化とはまた違ったものになります。

事業概要の部分ですけれども、教職員1人1台のパソコンを配備いたしまして、平成1

2年度から学校事務システム、それから平成20年度より校務システムを運用してまいりました。なお、この校務システムにつきましては、現行使っているシステムサポートが終了するために、28年度から新たな校務システムの開発を行ってございまして、今年4月からの運用を目指しているものでございます。

その下、事業実績でございますけれども、これらのシステムを活用することによりまして、事務の正確性、また業務の効率化が図られているといったことから、それによって捻出された時間が子供と向き合う時間に充てられるといったことが図られているものでございます。

その下、基本評価でございます。継続性、効果性、効率性ともB評価ということで、総合評価はBということで、今後の方向性でございますけれども、学校事務、校務事務でのパソコン・ネットワークの活用方法について引き続き検討していくということで、より効果的な環境整備を行っていくといったことを考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 1枚おめくりいただきまして、4、教職員支援経費ですが、これは、学校働き方改革「品川働き方ルネサンス」の一環として、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置を行うものであります。

昨年度に比べ全校の在校時間が月平均17分短縮されるなど、一定の成果があらわれていることから、効果性B、効率性Aとしており、今後の継続が求められるところです。そして総合評価をBとしております。

今後の方向性としては、国や都の補助金の動向を注視しながら、スクール・サポート・スタッフ配置校を拡大していく予定でございます。

続いて、5、区固有教員の採用ですが、これは、区独自の教育施策を推進するためにも継続性が求められる事業であり、一定の成果を上げているところでございます。

実施手法もおおむね適切であると考え、総合評価をBとしております。

今後の方向性としましては、長期基本計画の目標に要する30名を満たし、効果検証を図ってまいります。

1枚おめくりいただきまして、次に6、校区教育協働委員会についてです。平成28年度から3年間かけまして、全校に校区教育協働委員会を設置したところでございます。

継続性、効果性、効率性ともにBとしまして、今後さらに地域とともにある学校づくりを推進していく必要があるため、総合評価もBとしております。

今後は、コミュニティ・スクール推進委員会において学校と地域の効果的な連携のあり方について検討し、共有するとともに、その周知を一層図ってまいります。

続いて、7、学校支援地域本部事業でございます。今年度、全校実施となった品川コミュニティ・スクールについて、保護者や地域、企業の理解を促進し、学校、家庭、地域で育てる9年間の義務教育を推進するため、平成31年1月19日土曜日に「しながわ！コミュニティ・スクールフェスタ」を開催したところでございます。

継続性、効果性、効率性ともにB、総合評価もBとしました。地域とともにある学校づくりを進める上で、今回実施したフェスタを契機に、より一層の事業の推進を図っていくことが重要であると考えております。

今後は、学校地域コーディネーターがより活動しやすくなるような仕組みづくりを行っていく必要があると考えております。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、8ページ、マイスクール運営費でございます。マイスクール八潮に続きまして、マイスクール五反田を平成29年よりスタートして、不登校の児童・生徒への対応を充実してまいりました。もう一カ所、新たな拠点として、30年度、マイスクール浜川もスタートしたところでございます。これは、東京都、日本全体も含めまして、不登校に対する課題対応という部分は非常に重要となっております、そこへの対応として区内3カ所体制での支援体制の充実を図ってまいりましたところから、総合評価をAとさせていただきます、今後、午後のメニューなども拡充をする方向で次年度の計画を立てております。

おめくりいただきまして、9ページ、就学事務費でございます。特別な教育的支援に関するニーズのある児童・生徒の対象が昨今非常に増えておりまして、就学相談件数は、ここ3年間で倍増しておりまして、昨年度は265件、就学相談等の件数がございました。今年度はさらに児童・生徒が増えていることもございますが、障害の受容、認識に対する国民的な理解が進んだ結果、適切な就学先を選択していただくための就学相談を受けていただく機会が増えてきたという状況でございます。

総合評価をAとさせていただきます、今後とも増加が見込まれますので、さらなる充実を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 では、10ページをごらんください。10番目、高齢者支援事業でございます。こちらは30年度新規事業として図書館が行ったものでございます。

図書館が高齢福祉課や在宅介護支援センターと連携し、区民の認知症に関する理解を促進し、認知症サポーターを養成し、図書館を契機に地域の連携を深めていくという試みでございます。今年度におきましては、荏原図書館、八潮図書館、五反田図書館で、それぞれ「えばらなごみカフェ」、「八潮としよかんC a f e」、「モクヨン五反田カフェ」と名づけて認知症カフェを実施いたしました。

事業目的は、超高齢社会に対応するため、誰もが来館できる区施設である図書館において、区民の求める高齢者関連資料を収集・提供し、「区民の知りたい」に応える図書館づくりを目指すことを目的として実施しております。

総合評価はBとさせていただきます。

今後の展開としては、図書館が取り組んだ新たな事業として、今後も3図書館で毎月1回継続的に実施し、どんな世代でも気軽に立ち寄れる図書館の役割づくりを広げていく予定でございます。

続きまして11ページ、図書館サービスの充実でございます。こちらは、ベーシックな図書館のサービスの充実を評価したものでございます。物理的にハード面の充実と、ソフト面で、ITの活用やインターネットの活用、レファレンスの充実を目指して実施しております。継続的な実施で、区民の生涯にわたる学習、余暇活動を支援しております。

こちらにつきましては、インターネットによる予約数が増えている取次施設の効果、ま

た「本の福袋」のような注目を集める事業の実施を評価させていただいて、B評価とさせていただきます。

今後の方向性としましては、地域に密着した図書館づくりを目指して、団体配本や保育園などへのサービス、質的サービスの充実を目指して、地域資料のデジタル化や多文化サービスなど、区民の役に立つ図書館づくりを心がけてまいります。

続きまして、12ページをごらんください。図書館ブックフェアとしまして、図書館で、定期的にテーマを設けましてブックフェアを実施してございます。春の読書フェア、秋の読書フェア、秋の子ども読書の日フェア等を含めまして、また環境に注目した環境ブックフェア、平和フェア、スポーツ（オリ・パラ関連）フェア、障害者週間を行いました。こちらでさまざまな方の関心を寄せていただいて、読書の推進につなげてございます。

総合評価はBとさせていただきます。

今後の方向性としましては、区民に興味を持ってもらえるような新しい取り組みを進め、これまで知る機会がなかった分野への興味を区民に持っていただけるよう生涯学習の発展を促し、より豊かな地域社会が形成されることを目指してまいります。

最後に、13ページをごらんください。こちらは学校図書館維持管理でございます。先ほど学務課のほうからご案内いたしました学校図書館の活動の支援におきまして、スタッフを派遣して、こちらで学校図書館のボランティアの養成講座や学校図書館の支援を行っているものでございます。

事業目的としては、学校における読書活動を推進すること、学習活動の支援を行うこと、また学校図書館の活発な図書館運営を充実させていくこととでございます。

事業実績としては、27年度からの実績を載せてございますが、小学校・中学校ともに読書率が上がっている状況が伺えます。

総合評価はBといたしまして、貸し出し数の数値が上昇していることを上げてございます。

今後の方向性といたしましては、学校図書館とスクールコーディネーターとの連携を図り、地域に根差した図書館運営をさらに目指していく予定でございます。

ご案内は以上です。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 長くなりましたけれども、以上で教育委員会事務事業の点検及び評価の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。大きく資料が5-1、5-1と分かれております。5-1は、先ほどもお話しがありました法政大学法学部の名和田教授による意見という形になっております。こちらのほうからいきたいと思っております。この件に関しまして、何かご質問、それからご意見等がおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

大方、良・可をいただいているという感じがいたしますね。1番の教職員支援につきましては、今度、都で作成しているリーフレットにも品川の取り組みが大分掲載されているということから見ましても、全都的にも品川のほうの取り組みは大変進んでいるという印象がありますし、また後段のほうの図書資料整備等に関しましても、今後に向けてソーシャルインクルージョンの役割を果たしていこうというあたりも、既にカフェ事業ですとかで一步踏み出している状況があるというところを踏まえつつ、またさらなる飛躍を期待し

たいというふうに読み取ることができるかなと思うんですが、5-1につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、5-2のほうのちょっと細かいほうになりますけれども、13項目ありますので、順番に、委員の方、私のほうで当てさせていただいて、委員の方から、ちょっとこのところをこういうふうに考えるみたいなところを、ダブっても構いませんので、言っていただければと思うんですが、それでもよろしいですか。

それでは、恒例によりまして、菅谷職務代理人、お願いいたします。

【菅谷教育長職務代理人】 図書館のことを、僕、ものすごく新しい、斬新な考え方を持っていますけれども、それはここでは言わないことにします。というのは、全く初めから図書ということに頭を持たないで、あるいは情報として考えていくときは、もう本ではない、本というものではないという考え方からスタートするほうが私はいいなと思っています。だからそのところは、言う時間なくなるので、2番のところに行きます。

図書整備なんですけれども、これ、私も長いこと教育委員会にいたんですが、先ほど言ったことと今度はすごく矛盾がありますけれども、蔵書数ということで、いわゆる中学校に蔵書数というのがありますね。そこが担保されていないというのが僕はすごく気になるんです。小学校はできているのに中学はできていない。いろいろな意味があるんですから、ここで方向性で、それを満たすんだと書いてあるんですが、端的に言って、細かいことはどうでもいいんですけれども、あと何年ぐらいで行きそうですか、そのことだけはお聞きしたいと思っています。だから、そういう計画ということを実行の中では当然されていると思うんですが、子供のニーズの本、学校教育ですから、本というのは古くなると廃棄していかなくちゃいけない。いろいろなことがありますね。だから、何かしら基本策を持たれてやっていいんじゃないかなと、ここは僕は思う。

先ほど言ったように、本という形をしないと書いていながら、形は、今、ないものから、文科省もこういう蔵書数という形で、これは20冊でも30冊でも同じなんですよ、僕から言わせると。冊数変わっていないんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことに縛られてしまう部分というのはあるかなという感じがします。

もう一ついいですか。

【教育長】 どうぞ。

【菅谷教育長職務代理人】 図書館のこと、一番最後のところですね。これも関係するんですが、学校図書館で子供が使う、いわゆる学校での図書数と、学校で使う子供の数、それに対する教育委員会の補助、運営の仕方の補助という形がほんとうに関係しますね。だから、両方ともきちんといけばうまくいくけれども、それを使うだけのいわゆる教育内容が、今、あるかというところですね。どちらかというところ、教育内容、教えることがいっぱい出てきて、調べをしなくちゃいけないという内容にはなっているけれども、なかなかそれをやる時間がない。その辺のところ、専門家が少しでも入るとよくなるなという感じはします。一番最後、2. 何人かな、人数的にあると思うんですね、学校に入ってきている。もうちょっと、人数を増やすよりも、時間数を増やしていくといいかなという感じがします。そこで図書を使う。図書の貸し出し数の数では僕はないと思うので、どこを使うかと

いうほうが大事だと思うんですね。そこのところ、専門家が入ると少しは違ってくるかなという感じがします。

今のところを伺いたい。

【教育長】 図書関係で、今、2つほどいただきました。これは意見ですので、事務局は回答しなくても構わないと思うんですが、現状としてこういう状況なんですよというような情報提供にもなるような部分があれば、事務局のほうでどうぞ。

学務課長。

【学務課長】 私からは蔵書のご説明させていただければと思います。中学校のほうの蔵書がいわゆる文科省の基準冊数に達していないというところがございますけれども、学校図書館につきましては、これまでも予算を増やすという話で対応してまいりまして、率としては上がってきているんですけれども、この部分、最後の最後の100%を目前にして、先ほどもお話しがございましたとおり、図書は古くなると廃棄がどうしても出てまいります。運営のほうでも専門家を入れて細かく運営をしていますので、古くなったものは無理やり残さないで新しいものに入れかえるというのがあるので、今、100%を目前にして足踏み状態ではあるんですけれども、早急に達成できるように、その辺の運営等々も含めて、何年か後という計画的なものはなかなか持ち得ていないんですけれども、できるだけ早急に対応していければというふうに考えているところでございます。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 冊数に関する補足でございますが、今回、公立図書館から学校図書館に協力しまして、公立図書館で持つ団体配本の資料であるとかを学校のほうに提供して授業で使っていただく取り組みを同時しておりますので、学校図書館に蔵書している数以上のものを使う可能性としては生徒さんに保証されてございます。

また、先生ご指摘の、調べ内容の教育への活用についてですが、こちらは、月に1回、こちらから派遣しているスタッフを学校の図書の先生や副校長先生と一緒に会議を持つようなことになっておりますので、そちらで教育での活用の計画を立てていただき、授業で活用していただくことになっております。また月に一度、公立図書館、私ども図書館のほうに報告書が上がってきまして、授業でどのように活用されているかという内容については把握させていただいておりますので、そちらで引き続き充実させていただきたいと思えます。

【教育長】 時数の増という部分は、なかなか、今後の課題ではあるけれどもというところかもしれませんね。

じゃあ、また何かありましたら、菅谷職務代理、お願いします。

富尾委員のほうから、お気づきになったところがあればお願いします。

【富尾委員】 私は、8番目、マイスクールの運営のところ、本年度、マイスクール浜川が開設されて、3施設での対応ができるようになったということで、支援の幅が広がっていることがとてもいいことかなというふうに思いました。不登校児童や生徒の皆さんを取り巻いている環境がとても複雑化されていますし、それに対応するにはかなり専門的なスタッフですとか人員が必要になってくると思いますし、関係機関、医療のほうもそうですけれども、今後はさらに連携を図りながら、一人一人を見つめて支援をさらに深く広がっていくことが望まれると思います。

それから続きまして、私、関連があります就学相談につきまして、9番ですけれども、先ほどお話しがありましたように、相談件数が非常に増えているということで、区民の方々の就学相談に対する意識やニーズも高まっていると思いますし、1回の相談にかかわっていることに関しても、事務局では事前にいろいろな資料を集めたりですとか、より支援教育に対して精通されている先生方ですとか、件数も増えていますが、その専門性も高まっているんじゃないかなというふうに、最近、感じているところです。社会的にもインクルーシブ教育もありますし、合理的な配慮ということもよく言われていますので、今後はこちらのほうも連携を図りながら、さらに継続的に事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど菅谷先生がおっしゃっていた図書サービスのことですけれども、少し関係してきますけれども、11番、図書館サービスの充実というところですが、大崎エリアのほうでも図書館の分館ができましたり、取り次ぎ施設などの開設がありました。区民が望むことで図書や資料がより簡単に手に取る環境が整ってきているかなというふうに思います。障害者の方ですとか、図書を実際見ることのできないような方たちに対しても手を差し伸べているというようなことが進められていて、また、今後は日本人だけではなくて諸外国の方たち、今後の国際化に向けた多言語の対応ができるようなサービスということでも新たな展開が期待できるかなというふうに思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。今のご意見に対して事務局のほうからは何かありますか。よろしいですか。

それでは、さらなる充実を期待したいということだったかと思います。

それでは海沼委員、いかがでしょうか。

【海沼委員】 では、4ページの教職員の支援経費ということで、今年度新たに組み込んでいますスクール・サポート・スタッフ及びティーチャーズ・ルーム・アシスタントの人的措置ということで、各学校において、在校時間の短縮や子供との教育活動の時間を増やすことになりまして、一定の成果が見られたと思います。また、今後は区立学校全校で実施できるような体制が望ましいと思います。

【教育長】 全校での体制づくりを求めるということですね。

【海沼委員】 お願いしたいと思います。

【教育長】 まだございますか。

【海沼委員】 それでは、6ページの校区教育協働委員会です。一貫教育をさらに推進するという方向で整備されておりますけれども、各校単位で設置しております校区協働委員会、中学校区の単位での連携のあり方ということも検討していただければと思います。それはいかがでしょうか。

【教育長】 全校体制が整ったので、これからの課題という感じでしょうかね。指導課担当でしょうかけれども、指導課長、何かありますか。

指導課長。

【指導課長】 3年間かけて校区協働委員会がそれぞれの学校にできたところですが、今度は中学校区という視点を持って、どのように地域の子供を育てていくかということを考えていく必要があると思いますので、これからの検討課題というふうに考えているとこ

ろでございます。コミュニティ・スクール推進委員会を設置しておりますので、そこで検討してまいります。

【教育長】 海沼委員、いかがですか。

【海沼委員】 よろしく願いいたします。

もう一つ、12番のブックフェアですけれども……。

【教育長】 図書館はいろいろ皆さん出てきますね。

【海沼委員】 はい。図書館って、ほんとうは、今、きれいになって、明るくなっていいと思いますね。その中で、いろいろな特集コーナーとかがありまして、児童向けで、事業として、また春と秋に行っているフェアの取り組みなど、品川区立図書館全体として工夫が見られていいなと思っております。

また、豊かな生活を送るための生涯学習のきっかけとしまして、特に子供や子供を取り巻く大人に向けて読書に関する関心が高まるといいなと思っておりますので、今後も期待しておりますので、よろしく願いいたします。

【教育長】 なるほど。福袋なんかもいいきっかけですよ。

【海沼委員】 あれ、いいですね。皆さんが行きやすい図書館というので、すごくいいなと思いました。

【教育長】 ああ、なるほどね。地域を代表している委員の方からそういうお話を伺えるというのは非常にうれしいところですね。

【海沼委員】 コーナー、コーナーがすごく工夫されてできているなというのがよく見られていいなと思います。よろしく願いいたします。

【教育長】 では、塚田委員、いかがでしょうか。

【塚田委員】 では3点ほど。まず1番、学校改築の計画的な推進というところですが、人口、生徒数が急激に増えたり、いろいろあって、見通しを立てるのも結構大変だと思うんですけども、やっぱり新しい、改築をしていく学校を探しながら計画的にやっていただきたいというふうに思います。

ただ、昨年の豊中の地震でブロック塀が倒れたということがありますがけれども、今度、塀をつくる時はブロック塀はやめるということを徹底していただいたほうが、これは、いつの間にかまたブロック塀がまち中にいっぱいできてくるようなことがあるので、もうブロック塀はつくらないというような……。鉄筋を必ず入れましょうとかいっても、鉄筋がなくなっていたり、だからブロック塀をやめちゃうというような方針でひとつお願いしたいと思います。

続いて3番目、学校事務のIT化推進ということですが、今、教職員1人1台パソコンが支給されているということで、ここの事業概要を見ますと、平成31年度から新たなシステムが運用開始になると書かれているんですが、新たなシステムが運用開始になると必ず何かトラブルが出てくるので、運用開始と同時にトラブルが出ないように、その辺のケアをよろしく願いたいということです。

【教育長】 元号もかわりますからね。

【塚田委員】 そうですね。そういうときにトラブルが起きやすいですね。

続いて10番、高齢者支援で、やっぱり図書館の関連ですが……。

【教育長】 皆さん図書館出ますね。

【塚田委員】 今日、たまたま五反田図書館を見学させていただいたんですが、五反田図書館というのは「モクヨンカフェ」というんですか、最初、何なのかなと思ったら、第4木曜日にやっているということで「モクヨンカフェ」と。そのポスターでちょっと気になったのは、やっぱり「認知症カフェ」と書かれているんですね。だから、これは事業名なんだという図書館長のご説明を何度もお聞きしているんですけども、ポスターに「認知症カフェ」って、利用しに来た認知症の方がどう思うかなというのが前から気になっているので、「モクヨンカフェ」は大変いいと思うんですが、ポスターに「認知症カフェ」と書く必要があるのかなというのは、その辺、ちょっと工夫をお願いしたいというふうに思いました。

以上です。

【教育長】 何かありますか、図書館長。

【品川図書館長】 塚田先生から繰り返し繰り返しお話をいただいているところなんです、確かに「モクヨンカフェ」で呼びかけはするんですが、ただ図書館がカフェをイベントとしてやっているのではないという、一方で目的というか、どういう趣旨かというのをわかりたいのが1つと、あと「認知症」という言葉が確かに一般の方にはとても重く響くんですが、認知症の症状であるとか、それに備えることであるとかというのは、もうみんなが常識のレベルまで落としていかなければいけないような知識なのかなというところがあるので、今、逆にそれがセンシティブな言葉になっていること自体が開かれていない状態なのかなというふうに思っているところで、言いかえは、もちろんいい言葉があればしていきたいところではあるのですが、そういう意味では、そういう症状がある、また対処しなければいけないということ、また誰にも起こり得ることだということは皆さんがわかっていかなければいけないことだという意味で、今は残念ながら、その名称を使わなければわからないというところがあります。多分、「認知症」も昔は「痴呆症」という言い方をかえてきていると思うんですよ。なので、もう少しいい言葉になってくれば、それをももちろん使いたいんですが、目的をわかっていただくにはどこかで使わなければいけないというところがあり、苦慮しているところです。引き続き検討させていただきます。

【塚田委員】 よろしくお願ひします。

【教育長】 委員の皆様からいろいろご意見を伺ってきましたが、まだもうちょっとこの辺について出したいというところがあれば、どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 いっぱい出したいんですけども、2つにしておきます。1つは固有教員の問題ですね。すごく悩ましいんですけども、計画に書いてあるけれども、「30人を目指し」と、そこでいいと思います、目指すのはね。でも検証がやっぱり一番大事だと思いますね。というのは、この事業は、23歳の人を雇いますと40年雇用なんです。そういうことを考えていくと、すごく重たいと僕は思う。

これは経常経費ですから、絶対減らない。安くしようというわけにはいきませんよね。杉並区の例もありますけれども、やっぱり私ども、この人数、数に関係はないかもしれないけれども、どういうふうに使っていくかというコンセプトをきちんとしていかないと一番いけない事業だと思います。

品川区はいろいろなことをやっていますので、今、一番やらなきゃいけない、例えば今

はメインとしてはコミュニティ・スクールだと私は思うんですけども、小中一貫教育というのはベースにありますけれども、コミュニティ・スクールのためにこの人たちの能力を使っていく、そういう観点での検証も1つあり得るんじゃないかなという感じがしますね。

それから、これだけ品川の教育がよくなってきた部分というのは、学力だけじゃなくて、子供の生活態度を含めて、基本的な生活習慣をきちんと身につけさせるんだという市民科のあの運動って、僕はすごく効果があったと思うんですね。そのことを含めても、やっぱり検証という事業は非常に大切だと思います。そこにお金を使ってやるという意味ではないんだけど、非常にきちんとしたものの考え方で検証をされるといいかなという感じがしますね。

それから、もう一つよろしいですか。

【教育長】 どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 CSに関してですけども、後でいろいろな話題が出てくると思うんですけども、19日土曜日の結果を見て、やっぱり品川の今のメインとしては、これは私ども教育委員会のメインとしてふさわしいものだなという感じがしましたね。3年たってやっとみんなに浸透してきたなという感じが非常にする。ただスタッフの、ご苦労さま、大変だなと思います。学校がいろいろなことをしている中でぼっと入っちゃうもんですから、余計それを感じましたね。校長先生にとっても大変だなと、まあ、指導課にとっても。教育委員会を挙げて皆さん一生懸命やられたなど。

あれがどういうふうに広がっていくか、そのこともあるけれども、1つ大事なことは、このいろいろなものを持っているところが自立していくんですね。自分で何か進めていって、そういう方向にしていかないと、いつでもお金をつぎ込むつぎ込むだけになってしまうんですね。自分たちでやっていく、そういう自治能力というんですか、それをつけていくのがまた大事かなという感じがしましたね。

感想だけ。これからどうなるかわからないけれども、非常にいいものを見たなという感じはします。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

委員の皆様のほうから、今日報告いただいた事務事業評価に関してはほぼ網羅する形でご意見をいただきました。またこれをまとめてこちらのほうで決裁していくという話になろうかと思しますので、今日のところはそこまでということよろしいでしょうか。

それでは、本件は了承いたします。

次に、日程第2 協議事項2 学事制度見直し（案）について、説明をお願いいたします。

【学校制度担当課長】 私から、学事制度見直し（案）についてご説明いたします。資料は6になります。

昨年の秋に学事制度の見直しの原案、こちらをまとめまして、11月以降に、地域の町会、自治会長様やPTA会長様へ周知とご意見を伺ってまいりました。資料説明の前に、まずその経過と今後の予定を説明させていただきたいと思っております。

町会長会議で、町会長様からのご意見は大きく3つございました。1つとして、町会の

中で、特に小学校で2つに学区が分かれてしまっていて、1つにまとめられないのか、見直しをできないかというご意見。こちらに対しましては、地域としては非常に課題が大きいものですが、教育委員会としましては、小学校の学区、こちらは地域コミュニティに影響が非常に大きいため、今回の見直し案では、原則、変えない方針であるということですとか、あと学校への受け入れ、こちらをまず考えないといけないということで、現実的には1つに全てをまとめていくのはなかなか難しいといったことをご理解をいただけますでしょうかということをお答えさせていただいたところでございます。

2点目としまして、今回、学校選択制の見直しを図りますが、見直しだと、地域との連携の観点ではあまり強まらないのではないかとといったようなご懸念のご意見をいただきました。これについては、選択制がこれまで学校や子供たちにとって非常によい影響があり、また多くの区民の方々も評価しているという事実も踏まえまして、選択制のよさを残しながら範囲を狭めていくことで、より学校と地域との連携を一層深めていくような形で今後努力していきたいというところでお伝えし、ご理解をいただいたところでございます。

3点目として、制度の仕組み、かなり複雑になりますので、こういったところでの質問をいただきました。こちらについては、きちんと質疑、丁寧に答えさせていただいてご理解を深めることができたというふうに考えてございます。

次に、PTAの会長会のほうで、会長様からいただいたご意見を紹介しますと、保護者への周知の点で、どういうふうにやっていくのかですとか、あとは、人口が非常に増加しているので、学校の経営は大丈夫なのか。あとは、抽選校が増えているようだけれども、今後も増えていくのかといったようなご質問をいただきました。それぞれきちんと、教育委員会としては、人口等も推計をきちんとして対応していくといったようなご回答をさせていただいて、おおむねご理解をいただいたというふうに認識をしております。

結果としまして、回らせていただいた中で、現時点で原案の内容の再検討を要するようなご意見等はございませんでした。今後、1カ所だけ、地域のほうで、1回お回りしたんですけれども、質疑の時間が十分ではなかったもので、再びちょっとお伺いするというようなところがございますけれども、今後も丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

今後についてですけれども、今年度中の新制度の決定、こちらを見据えておりまして、今回、原案に一部、優先順位などの整理を加えまして、最終的な案として整理いたしました。本日ご協議いただきまして、今後、2月の文教委員会のほうに報告の後に、3月に正式に学区の改正、それから学校選択制、こちらは要綱になるんですが、こちらの改正、こちらをあわせて議案として提出させていただいて、ご審議いただきたいという流れで考えているところでございます。

では、案のほうに入りたいと思います。資料が2つございまして、6-1のほうをお願いいたします。ちなみに6-2のほうは、既に原案のほうでご説明させていただいた内容、これはほぼ同じですので、参考までにごらんいただければと思います。

まず6-1のほう、学事制度見直しについて(最終案)という形でまとめてございます。1番と2番、これは学区と学校選択制の見直し、それぞれ原案の形を、骨格を文章化したものでございます。学区につきましては、一貫教育の連携グループを設定しまして、中学校等の学区が連携する小学校等の学区を包括するように中学校区に変更する。ただし小学校は、原則、変えないけれども、小山三丁目についてのみ、再開発に伴う人口増

への対応として、小山小から後地小へ学区を変更するという設定でございます。

2点目、学校選択制でございますが、小学校入学時の選択範囲を隣接する学区域に変更すると。(2)としまして、特例措置をごらんの方の3点、設けているところでございます。

3番目、優先順位等の見直しでございます。こちらが、今回、新たに指定させていただいた部分でございます。こちらは、経過措置を含まない、基本的な新制度移行後での見直しの形を新旧比較したものでございます。こちらを見ていただくと、現行、小学校がブロック選択、義務教育学校が区内全域の選択ですが、見直し後は全て隣接のみとなっております。無抽選、こちらが学区域居住の方、それから第1順位が兄弟姉妹が既に在籍されている方。これはどちらも新旧同じ順位で設定してございます。

第2順位以降、こちらが分かれるところとなりますけれども、現行は、小学校と義務教育学校で、これは選択範囲が違うというところで、義務教育学校は全域から選べるものから、そのエリアによって順位を変えているような形でございますが、制度見直し後にしましては、全て隣接にまとめられます。義務教育学校も隣接のみとなりますので、第2位という形で設定させていただいたものでございます。

以上が小学校等の説明で、次の2ページ目をごらんください。中学校と義務教育学校の後期課程の受け入れ優先順位の設定をさせていただきます。こちらは、中学校にしましては区内全域の選択で変わらないという形になってございます。学事制度審議会の答申で、中学校等の選択は、一貫教育の観点から、抽選となる場合に、連携する小・中間のつながりを強めるような優先順位を新たに設定するような措置も、これはグループ化をして、一貫教育より進めていくという観点では、そういったグループを重視する方策も有効ではないかというご意見をいただいておりますので、このことを踏まえまして、第2位のところに連携グループの在籍かつ学区域外に居住する方ということで、小学校のときから学区外を選んで入ってきた方は、そのグループの中学校になるべく通えるよう優先順位を上げるというような設定をさせていただきます。

ちなみに、こちらは兄弟姉妹が第1順位で、2位がそのグループの優先という形で、1つ落としているということになりますけれども、兄弟優先を入れた当時の理由にもなっております。東日本大震災を契機に災害時の安全確保と、また保護者の負担の軽減、そういったことを重視するという導入でございます。こういった視点は、変更後、見直し後も変わらず最優先にすべきであろうということを考えまして、兄弟優先の次に一貫教育でのグループを優先するというような形で整理させていただいたものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。4番、経過措置でございます。ここから少し複雑になってくるんですが、考え方としましては原案でご説明したとおりでございます。具体的に表等で整理してございますけれども、学区域と学校選択制、どちらの見直しについても、一定期間、旧制度の学校を希望できるようにするというものです。兄弟姉妹が在籍しているかどうかで①か②に分けて示してございます。

まず1番の学区域の見直しのほうですが、①の兄弟姉妹が旧学区域の学校に在籍する、こういった場合は、無抽選、一番優先を上げるというような形で設定しております。②として、兄弟在籍以外の方については、通常の実験制の兄弟優先が第1位ですので、その次とさせていただきます。

経過措置期間でございますが、①のほうは、これは2019年度、31年度になります

けれども、までに入学した兄弟姉妹が在籍する間とさせていただきます。下の表で見ますと、一番上の矢印、それが小学校の場合の例で、2019年度までに入学した兄弟関係が在籍する間ということで、2年から6年までに下の子が入学する際に適用という形で、最大で5年間、2024年度までというような形で経過措置が設けられます。

下の中学校の場合ですけれども、こちらは3年間のうち8年か9年、こちらのときだけが上の子がいらっしゃる場合ということで、最大2年間というふうになります。

義務教育学校の場合は、こちらの後期課程の入学の場合、こちらは、前期に下の子が在籍する場合、こちらにも該当がありますので、2年から9年生のうちの最大8年間というような形の設定になります。ちなみに義務教育学校は前期課程は学区域見直しはございませんので、経過措置もなしという形になります。

次に、②、兄弟在籍がない場合については、これは2年間のみとさせていただきます。なお上のほうの説明で、「在校生」と書かれているところですが、原則として、引き続き卒業まで通うという形で設定しております。ただし転校を希望するような場合も想定されますので、そういった場合は指定校変更と同様に個別の理由によって判断するというふうな設定にいたします。

以上、学区域で、その下、(2)学校選択制についての経過措置です。①の兄弟姉妹が隣接以外の学校に在籍する場合は、新制度での兄弟優先を同じ第1位と設定します。②として、兄弟が在籍しない場合については、隣接学区域の次の順位といたします。経過措置期間は、学区域と同様に、①と②でそれぞれ下の図のとおりを設定して対応します。

次に経過措置、全体順位のほうに整理したものが4ページ以降になってございます。まず小学校等の抽選の受け入れの上で経過措置を含む形です。青色で追加している部分が経過措置部分になってございます。この第1順位のところ「兄弟姉妹在籍（隣接する学区域以外に居住）」というところが、兄弟在籍、通常の新制度での隣接の方の在籍と同じように扱おうということで設定しているものでございます。

次に、第2位を飛ばしまして、第3位と第4位が、これが兄弟がいらっしゃらない方の場合の旧選択制を選ぶ場合の経過措置で、ブロック内とブロック外で、これは義務教育学校の場合は、ブロック外が区内全域が選べるということで、こちらが入ってきております。

次に、こちらはアとして「小山小学校を除く」と書いてございます。これは、原則として小学校の学区域はほとんど変わらないと。ただし小山小学校だけは、小山三丁目の部分がございますので、次の5ページで、次のイとして設定しているものでございます。こちらは、アのほうの表に黄色の部分が出た形で、かなり段階が分かれるような形になりますが、無抽選受け入れのところ、先ほど説明した、学区が変わった兄弟姉妹の方の在籍、こちらが入ってくる形になります。

その2つ下の第2順位のところ、その兄弟以外で学区が変わった方、こちらが入ってくるような形で、その下の3、4は、前の表の順位を1つずつ繰り下げさせていただいたものでございます。

小学校の経過措置を含む優先順位の全体が以上でございまして、最後、6ページになりますが、中学校と義務教育学校の後期課程の受け入れ順位の経過措置分を含むものでございます。中学校については選択制が変更はありませんので、黄色の学区域見直しのみ部分だけが加わった形になります。こちらは、基本的な見直し後の形に、無抽選のところ

兄弟姉妹が在籍という形で入りまして、その2つ下の第2順位に旧学区域に居住される兄弟姉妹がいらっしゃらない方が入ってくるという形で全体を整理させていただきました。

以上が、今回、最終的に、細かい部分で優先順位をきちんと整理してまとめた案になってございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。審議したいところですが、かなり整理していただいたんですけれども、全てを網羅して書いているので、複雑かなという感じがいたします。例えばこういうケースはどうなるんだみたいな、ここに住んでいて、こういう子供がいたときには、どのような選択ができるんですみたいな、そういう例示みたいなものも研究はしているんですか。

【学校制度担当課長】 例えば具体的な学校名で、この学校だとどういうふうな形の優先順位の設定になるというような形で、内部というか、事務局の中での検討はそういった形でしてまして、今後、周知の段階で、きちんとそういったモデルケースですとか、チャート式みたいなものをお示しさせていただくような形でつくろうということで考えております。

【教育長】 やはりそういう具体的にこうなるんですよというところが示されて、私たち、説明してもらおうほうはわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。一応、今、見直しについてはこういう形でやっていますよというのを私たちも読み込んでおきたいとは思っています。ここでこれを一つ一つ聞いていたのではなかなか具体的なものが描けないと思うので、そういった、実際に保護者に説明するような資料をもとに、改めてまたどこかで説明してもらえるといいかなと思うんですが、どうですか。

【塚田委員】 そうじゃないとわからない。

【教育長】 よくわからないところがありますよね。これだけはちょっと聞いてみたいというところは何かありますか。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 1点だけいいですか。これはしようがないことだと思うんですが、小山三丁目に居住している子供が小山小学校に行けないというのは、地元から何か文句は出ないですか。

【教育長】 担当課長、これは説明会するとき、どうでしたか。

【学校制度担当課長】 確かに小山小学校のほうが、今、キャパシティとしてもかなりいっぱいになってきていて抽選になっている部分がございます。なおかつ学区が変わって、優先順位としては、兄弟がいらっしゃらない場合は必ず行けるとは限らないということで、こちらについては、なるべく学区が変わった方もきちんと全ての方が入れるような形でできないかということで、検討は、シミュレーションはしたところなんですが、やはり、今、行っている推計上で、学区の方を全て入れてしまうとあふれてしまうということが確実になっております。

【塚田委員】 それはわかるんだけど、気分的に、小山三丁目の住民が何で小山小学校に行けないのかという、そういう文句はなかったですかということです。

【教育長】 どうぞ、続けて。

【学校制度担当課長】 地域のほうへ回らせていただいた中では、その優先順位づけまで細かくご説明させていただいていないんですけれども、一応経過措置をとりつつやって

いくということでご理解を求めているところなので、特に反対というか、地元の方が納得しないということはありませんでした。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 どうぞ、学務課長。

【学務課長】 実はこの時期、昨年からこれまでずっと学事制度審議会の審議と町会長会議でも話をさせていただきまして、初め、お話があったとおり、こちらの再開発の関係だとか、1棟が500戸以上の大規模マンションがどんどんと建つというところで、実は地元の方々も、もう無理だよねとおっしゃっているような状況なんですね。ですので、これはとても小山小じゃ入らないよねという認識があった上で、こういった流れをつくってきたというところでございます。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 基本的に小学校の学区は変更しないというのが原則だったんですけれども、ここはもうそういう状況の中で、やむを得ない状況があるというところで、住民の方々も同じ意見、考えを持つことができているんだというところですね。

ほかはいかがでしょうか。これだけはぜひ今日、聞いておかねばという部分がもしあれば。

今の部分は争点になるところかなと思いますので、丁寧にやっていただければなというふうに思います。またフローチャートをつくって、それも示していただいて、私たちにもぜひ説明をお願いしたいなと思います。

それでは、学区制度見直し（案）につきましてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 本件は了承いたします。

次は、日程第3 報告事項2 平成31年度新入学の学校選択希望理由調査結果について、事務局の説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、平成31年度新入学の学校選択希望理由調査結果についてご説明をいたします。資料は8になります。

まず調査の目的でございますけれども、学校選択を利用した保護者の方に希望の理由をお伺いする、アンケートをとるということで、その結果を使いまして、今後の学校運営に生かしていくということを目的としているものでございます。

調査の対象でございます。平成31年度入学の新入学児童・生徒を持つ保護者の方で学校選択を希望した方ということですので、選択を希望されていない方のご意見は入っていないというものでございます。

3番の調査実施方法でございます。こちらは、昨年9月に、この4月に新入学を予定されている児童・生徒のいらっしゃるご家庭に学校案内のパンフレットを送らせていただいております。その中に、学校選択の希望申請書と一緒にアンケートを入れまして、希望申請を出していただくときに一緒にアンケートも出していただくという形をとってございます。

4番の配布数及び回収数でございます。アンケート配布枚数が5,146枚ということで、これは基本的に、義務教育学校の場合は前期課程から後期課程まで、そのまま進学するこ

とが前提となってございますので、そちらの6年生を除いた数、それ以外の新1年生と新7年生の数の全てが5,146枚ということになります。このうちアンケートの対象というのが要は選択を希望された方ですので、小学校・中学校あわせまして1,446名というふうになってございます。このうち1,270名の方からお出しいただいたというものでございます。

こちらですけれども、おめくりいただきまして、2ページ目が実際のアンケート用紙の様式になってございます。こちらは、ご回答いただく方のご負担を考えまして、あらかじめ回答内容等をこちらのほうで書いておりまして、マークシートで塗り潰して出していたとくという簡便な形で実施をしているものでございます。

続きまして、結果についてご説明いたしますので、おめくりいただき3ページ目をごらんください。まず上段が小学校・義務教育学校の前期課程でございます。回答者の総数が667名で、選択理由の数としては1,876件でございますので、平均化しますと1人当たり2.8件、3項目弱ぐらいにチェックしていただいているということになります。

選択理由の1位が「学校が近く通学しやすい」ということで313件、全回答者のうちの5割弱の方が選択をされているということです。2番目が「学校の教育活動に魅力がある」ということ、3番目が「兄弟が在籍または、親の出身校のため」といったことで、4位以降はそちらにあるとおりでございます。昨年は、今年は2番目だった「学校の教育活動に魅力がある」が1位でしたけれども、今回、「通学しやすい」というのと1位・2位が入れかわったという状況でございますが、それ以外につきましては例年とほぼ同様の結果となっているところでございます。

続きまして下段のほうです。中学校及び義務教育学校の後期課程のアンケート結果でございます。回答者数が603名で、選択理由の合計が1,562件でございますので、平均いたしますと1人当たり2.5項目、2項目半ぐらいにチェックしているところでございます。

選択理由の第1位が友人関係、それから2位から4位までが、「学校が近くて通学しやすい」、「学校の教育活動に魅力がある」、それから部活動の関係といったことで、およそ4割弱程度の方が選んでいるということでございます。また5位以降は表のとおりでございます。友人関係による希望は昨年一番多く選択されております。以下、若干の入れかえ等はあるんですけれども、ほぼ同じような選択の理由で、昨年と比べて大きな変化はないというものでございます。

全般的な特徴といたしまして、学校選択に当たりましては、保護者の方々も、学校の特色や友人関係など、さまざまな観点から判断して選んでおられるというふうにご考えているところでございますけれども、小中とも、学校が近くて通学がしやすいといった項目がどちらにも上位に入ってきているということで、学区以外の学校を選択する場合においても近隣の学校を選んでいるということが伺えるところでございます。

また、新7年生におきましては、友人関係ですとかクラブ活動といったことで、新入生本人の意向もかなり反映されているものであるというふうにご受けとめていただいているところでございます。

なお、小学校・中学校それぞれその他というものがあるんですけれども、それぞれ100件あるいは73件となっておりますけれども、このうちの2割強ぐらいは、学校公開に

参加してみて、学校の雰囲気がよかったとか、あるいは校長の経営方針に感銘したなどといったことが書かれてございました。これは、校長をはじめとしまして学校関係者の努力の結果が反映されているものかなというふうに受けとめているところでございます。

おめくりいただきまして、最後、4ページ目をごらんください。こちらは、各項目の総数から当該項目の割合を円グラフで示したものでございます。前のページでは、新1年生の第1位は学校が近くて通学しやすいというのが667名のうち313名の約半分といったところでございましたけれども、この円グラフでは、選択した全ての項目を分母としているために、こちらのほうでは、率に直しますと16.7%という形になっております。新1年生、7年生では、上位3つの項目で全体の46%になっているということで、上位3つの項目で半分近くを占めているといったことがわかるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 小学校・中学校ともに、学校が近くて通学しやすいところが1位・2位になるわけなんですけれども、学校の近くにわざわざ引っ越していらっしゃる方ですとか、そういった方々の割合などはおわかりなんでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 正直、引っ越してこられる方というのが、その学校を目指して引っ越してこられたのがよくわからないものですから、割合というのは特には調べていないんですね。ただ、逆に言うと、その学校に行きたくて、どうしても行きたくて引っ越されるという方は、実際、いらっしゃいます。私どもも、その学校に入りたいがために、距離という言い方は失礼なんですけれども、住民票だけ動かすという方がいらっしゃいますので、そうなりますと、特に希望者の多い学校なんかの場合には不公平が生じてしまいますので、その辺の確認等は別にしているところでございます。

【富尾委員】 あともう一つ、それに関係あるかどうかかわからないんですけれども、いろいろな学校を選択するために、何年ぐらい前から準備をして選択の日を迎えていらっしゃるのか、そういうのはおわかりでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 その辺は正式に調査をしているものはないんですけれども、聞き及んでいる話では、例えば幼稚園ですとか保育園、そういった段階から、お母さん方のネットワークでかなり情報収集はされているというお話は何っているところでございます。

【富尾委員】 私も就学相談の中で、3年ぐらい前から見学にこられるというようなお話も結構伺ったりするので、すごく熱心にいろいろ考えていらっしゃる方が多いのかなというふうに思います。

【教育長】 子供の就学について考えていただくということは非常に重要なことかなというふうに思いますね。特に品川の場合には、小学校・中学校でいくのか、義務教育学校でいくのかという1年生での選択がありますので、ここは子供の選択ということはまずないでしょうから、保護者の方にしっかりと子供の将来を見据えて考えていただくという場面になっているのかなというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、平成31年度新入学の学校選択希望理由調査結果につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

続きまして、日程第3 報告事項3 平成30年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてご説明をいたします。資料は9になります。

12月の委員会でも、12月、既に学級閉鎖等始まりましたので、ご報告をさせていただいたところでございます。このシーズンは12月の中旬に流行が始まったということでお知らせをしたところでございます。年が明けまして、先週17日に東京都のほうで警報レベルになったと。それから引き続き18日は国のほうから全国的に警報レベルにあるという形で報告がございましたので、本格的に流行が始まっているというふうに受けとめているところでございます。

学校におきましても、こちらのほうはかなり増えているところでございまして、資料は、事前にお配りしている関係で、先週の段階での数字となっております。実は昨日の時点で、これに4校、それから本日、また集計ができていないんですけれども、ちょうどこの委員会が始まるまでに聞いた限りでは、また五、六校で発生したということで、今週に入ってから約10校、いきなり増えているという状況でございます。ですので、引き続き、各学校においては予防対策をしっかりとるようという形で、国等からも通知が出ていますので、それらも踏まえてお知らせをしているところでございます。

ですので、すみません、本日時点での集計がないんですけれども、昨日時点では、小学校が10校、中学校が1校、義務教育学校4校といった形で、今、学級閉鎖が発生しております。学級数で言いますと、全部で21学級で学級閉鎖が起きていると。ただこれでも、今のところは昨年に比べると、まだ少ないんです。ただ昨年も今ぐらいの時期から急激に増えてきていますので、特にきのう・今日の状況を見ますと、今週あたりから相当増えていくのかなといったことが想定されるところでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。非常に爆発的な状況になってきているという感じですが、今週は都立高校の入学者選抜があるので、9年生にとっては非常にケアをしているところではないかなと思います。

【塚田委員】 都立は1月にやっちゃうんですか。

【富尾委員】 推薦。

【教育長】 ごめんなさい、推薦。

【塚田委員】 私自身、2月の下旬の認識で……。

【教育長】 委員の皆様から何か質疑があればお願いいたします。

富尾先生、いかがですか。

【富尾委員】 じゃあ、多分ご存じないと思うんですけれども、インフルエンザの予防接種はどのぐらいのお子さんが受けていらっしゃるかというのは数字的に把握はされて

いないですね。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 今、任意接種になってしまったので、声かけはしているんですけども、実際にどれだけのお子さんがやられているかというのは、学校現場では把握をしていない状況でございます。

【富尾委員】 わかりました。重篤な合併症ですとかを注意して、学校生活を送っていただきたいなと思います。

【教育長】 ちょっと聞いたところ、またタミフル等も若年層での使用もできるようになったということですね。

【富尾委員】 そうですね。今年度はまたゾフルーザという1回経口するものも出ているので、またそれに伴った副作用ですとか、そういうこともケアが必要になる場合もあるかなと思います。

【教育長】 発熱した、そのしょっぱなが、一昼夜だけは、特に子供の場合にはケアしていく必要があるという話も聞いたことがありますけれども。

そのほかよろしいでしょうか。

じゃあ、これはまた報告がもう裏面に行きそうですね。平成30年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件も了承いたします。

日程第3 報告事項4に移ります。「しながわ！コミュニティ・スクールフェスタ」についての報告をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料10をごらんください。平成31年1月19日土曜日に実施しました「しながわ！コミュニティ・スクールフェスタ」でございますけれども、最初、1,000人ぐらいの参加者を想定していたんですけども、実際は、そこの資料でございますように1,661名の参加ということで、非常に多くの皆さんに会場いただきました。来場者数をごらんいただきますと、教職員が481名なんですが、それに対しまして保護者と地域関係者で864名ということで、多くの地域の方に品川コミュニティ・スクールのことについてご理解いただく機会になったのではないかと考えております。

当日まで、学校地域コーディネーターを中心にさまざま準備をしてきたところですけども、学校ゾーン、企業等ゾーン、そして出前授業ということで、企業にも多く参加していただきまして、実際に地域の方、保護者の方にも出前授業を体験していただく機会となったのではないかと思います。

またパフォーマンスゾーンでは、シェフの笠原さんからの講演、それからトークセッション、大井権現太鼓やしながわ学院エンタ部の演奏やダンスということで、またこれに加えて、劇団四季の美しい日本語の授業、どれも非常に多くの方にごらんいただき、体験していただきました。

今回、フェスタを行うことで1つの契機となったと思うんですけども、これを一過性のものとせず、ここで生まれた縁をさらにつなげていく、広げていく、そしてこれを継続していくということが重要ではないかというふうに思っています。

また、今回のフェスタでさまざまな成果も得られたんですけども、まだまだ足りない課題ということもありますので、これを次につなげていくことが事務局としては必要なのではないかというふうに考えております。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

委員の皆様にも多くごらんいただき、大変好評だったようですので、これもまた1つのスタートとして、次のステップに向かっていただければなというふうに思います。

「しながわ！コミュニティ・スクールフェスタ」につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたしました。

次は、日程第3 報告事項5 平成30年度児童・生徒教育長表彰の受賞者について、説明をお願いいたします。教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 お手元、資料ナンバー11の受賞者一覧表のとおり、今年度も多くの児童・生徒による活躍がございました。全体の結果につきまして、統括指導主事よりご報告申し上げます。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 それでは、資料ナンバー11をごらんください。この表彰式は、スポーツ、文化、善行の3つの部門に分かれています。今年度の受賞につきましては、資料の右側、青で色分けされていますスポーツ部門で21件、裏面になりますが、オレンジ色のような色で記載されています文化部門が4件、そして黄緑色の善行部門の4件となっております。表彰の基準としましては、スポーツ・文化部門では、東京都大会優勝、関東大会での入賞、全国大会の出場となっております。昨今、さまざまな大会が増えていることから、予選部分や大会規模、内容を含め判断をしているところでございます。

善行部分の基準といたしましては、警察署、消防署等の公的な機関から表彰されたもの、またその他として、ボランティア活動、リサイクル活動等を積極的に継続し、他の児童・生徒の模範となり、表彰に値するといったものとなっております。区や消防署からの感謝状だけでなく、ミニポンプ隊や地域のボランティア活動の実践等が、中学校、義務教育学校の後期課程だけでなく、小学校、義務教育学校前期課程にも広がっていることが非常に喜ばしいという傾向にあるかと考えております。

今後とも、学校内外を問わず、さまざまな場面で品川区の子供たちが活躍ができるよう、本表彰式を大きな励みにしてほしいと考えております。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

こうやって一覧表を見せていただきますと、いろいろな場面で多くの子供たちが活躍をして、私たちや地域に勇気をくれているということがわかりますね。事務局のほうで、特出というか、昨年等との比較をして、こういうのは初めてのケースですか、何かそういう部分がありますか。

統括指導主事。

【統括指導主事】 特出するところでは、裏面になります。スポーツの18番、上から2番目になります荏原五中の9年生の生徒なんですが、この生徒は、特別支援学校・特別

支援学級設置学校総合体育大会というのがございまして、ここで中学3年生の部、400メートルの部で優勝したと。この大会でこういった結果を出してきたのは、このところ特出するところではあるかと思っております。

文化部門におきましては、文化部門の4、伊藤学園の8年生の女子生徒でございますが、昨今、いろいろ報道もされています将棋の部門において、全国大会で準優勝をしてきました。

この2点があるかと思いますが、もう一点は、表面になります。スポーツ部門の一番下になります16番です。荏原第一中学校のサッカー部が、昨年度も東京都の新人大会で優勝したところでしたが、今年も2年連続で優勝したというところが、メンバーが大きくかわっている中で2年連続というのは非常に意義のあるものではないかというふうに考えています。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。なかなかすばらしい。特にオリンピック・パラリンピックを来年に控えて、障害のある生徒が頑張ってくれるというのもうれしいことですね。

特出すべきことには挙げられておりませんでしたけれども、東海中の8年の清水雅来さんなんかは、日本代表選手として、アンダー13ですか、活躍したと。それも特出されないというぐらいすごいハイレベルの状況があるということで。

わかりました。それでは、平成30年度児童・生徒教育長表彰の受賞者につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

日程第4 その他は、平成31年2月の行事予定についてということで、事務局の説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料12をごらんください。2月の行事予定です。2月は、1回の開催とさせていただきます。期日は2月12日火曜日14時から、定例会を行います。なお、この日は4時から第2回総合教育会議を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

【教育長】 これは委員の皆様にはもうご連絡が行っているところで、第2回の連絡はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

その他ありますでしょうか。

【庶務課長】 特にございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり、これから非公開の会議を開きたいと思っておりますので、傍聴の方はご退出願います。

— 了 —